

## 愛西市委託契約約款

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき履行しなければならない。

### (委託業務の処理方法等)

第2条 受注者は、別添仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

2 委託業務の処理に使用する部品、補給品等は、受注者の負担とする。

### (個人情報の保護)

第3条 受注者は、この委託業務による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 受注者は、この契約による委託業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

3 受注者は、この契約による委託業務を処理するため、個人情報を収集又は利用するときは、委託業務の目的の範囲内で行うものとする。

4 受注者は、この契約による委託業務を処理するため、収集又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

5 受注者は、この契約による委託業務を処理するため、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに、複写又は複製してはならない。

6 受注者は、この契約による委託業務を処理するため、発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。

7 受注者は、この契約による委託業務を処理するため、発注者から提供を受け又は自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

8 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

9 前各項の規定は、本契約終了又は解除後も有効に存続する。

### (報告義務)

第4条 発注者は、受注者に対し、本委託業務の進捗状況の報告を求めることができるものとし、受注者は、正当な事由がない限りその報告を行うものとする。

2 発注者は、受注者の本委託業務遂行状況について、監査及び検査を行うことができるものとし、受注者は、正当な事由がない限り、当該監査及び検査を拒むことができないものとする。

3 受注者は、本契約の履行上、事故が発生した場合、直ちに発注者に報告しその指示に従うものとする。

#### (再委託)

第5条 受注者は、本委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。この場合、受注者は、当該再委託先に対し当該再委託業務遂行について、本契約所定の受注者の義務と同等の義務を負わせるものとする。

#### (権利義務の譲渡制限)

第6条 前条の場合を除き、発注者及び受注者は、互いに相手方の書面による事前承諾なく、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

#### (検査及び引渡し)

第7条 受注者は、業務を完了したときは、その旨及び成果物の引渡しを発注者に通知するとともに、成果物を納入しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合発注者は、検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した日をもって成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 受注者は、委託業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。

#### (業務委託料の支払い)

第8条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に業務委託料を支払わなくてはならない。

#### (履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 受注者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく理由を発注者に申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、受注者に損害金を請求することができる。この場合損害金の額は、遅延日数に応じ未履行部分相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額とする。
- 3 前項の遅延料に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しない。

#### (支払遅延に対する遅延利息)

第10条 発注者の責に帰すべき事由により、第8条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

#### (損害賠償)

**第11条** 発注者及び受注者は、本契約の履行に伴い、自らの責に帰すべき事由により相手方に損害を及ぼしたときは、相手方の損害を賠償するものとし、損害賠償限度額は請求原因のいかんを問わず契約書に定める契約金額の範囲内とする。また、受注者は、いかなる場合にも発注者の逸失利益、第三者からの発注者に対する特別損害の要求については、責任を負わないものとする。

**(免責)**

**第12条** 受注者は、委託業務を遂行するにあたって予測できない天災地変、火災等、受注者の責に帰すべからざる事由により、発注者に対し本契約に基づく委託業務が遂行できない場合は、受注者はその責を免れるものとする。

**(発注者による解除等)**

**第13条** 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の委託業務の処理が不適当と発注者が認めたとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

**(契約が解除された場合等の違約金)**

**第14条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1号の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつた場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

**(談合その他不正行為に係る解除)**

**第15条** 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用

する場合を含む。) の規定に基づく課徴金の納付命令 (以下「納付命令」という。) を行い、当該納付命令が確定したとき (確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体 (以下「受注者等」という。) に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの)をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間 (これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札 (見積書の提出を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者 (法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) の刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者 (法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

#### (暴力団等排除に係る解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 法人等 (法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。) の役員等 (法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業の代表者、他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不当行為等を行う者 (以下「暴力団関係者」という。) がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) が法人等の経営又は運

當に実質的に関与していると認められたとき。

- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が經營若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等が經營若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

#### **(談合その他不正行為に係る違約金等の支払い)**

第17条 受注者は、第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、違約金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も、同様とする。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 第15条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 第15条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に愛西市公共工事等入札者心得書第8条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、違約金又は賠償金を連帶して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

#### **(談合その他不正行為及び暴力団等排除に係る報告)**

第18条 受注者だけでなく、受注者の本社（本店）、支社（支店）及び営業所にかかわらず、第15条第1項各号又は第16条第1項各号の規定に該当した場合は、書面で10日以内に発注者に報告するものとする。

#### **(妨害又は不当要求に対する届出義務)**

第19条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となる

ものをいう。) 又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、またはその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、その旨を発注者に報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、受託業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはいけない。

- 2 受注者は、受託業務の履行過程において得ることができた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りでない。

(特定個人情報の取扱い)

第22条 特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の取扱いに関する特約条項に定めるものとする。

(信義則)

第23条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。